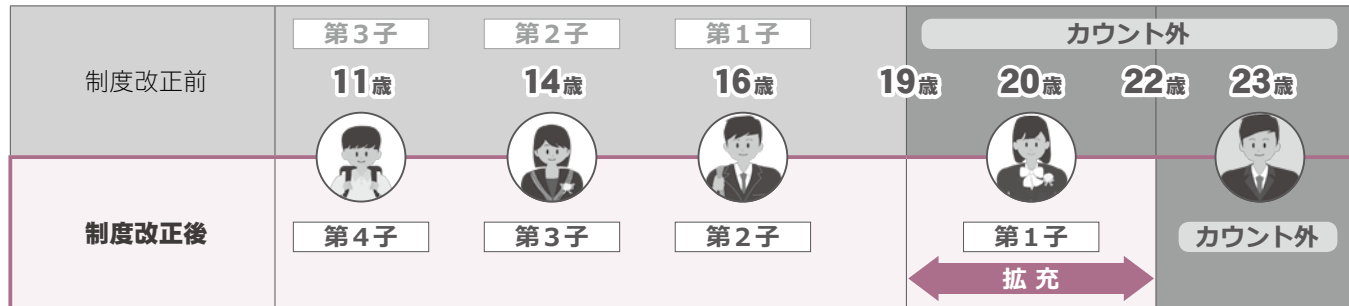


info
01

10月から児童手当制度が変わります

制度内容の比較		改正前 (令和6年9月分まで)	改正(拡充)後 (令和6年10月分から)
支給対象		中学生まで	高校生年代まで
所得制限		あり	なし
手当月額	3歳未満	15,000円	15,000円
	3歳～小学校修了	10,000円	10,000円
	中学生	10,000円	10,000円
	高校生年代	支給なし	10,000円
第3子の算定		高校生年代までの児童が対象 ※下記イメージ図参照	監護相当・生計費の負担(仕送りなど)をしている 大学生年代までの子が対象 ※下記イメージ図参照
支給日		2・6・10月の7日(年3回) 休日の場合は直後の平日	偶数月の11日(初回は12月11日) 休日の場合は直前の平日
支給内訳		各前月までの4カ月分を支給	各前月までの2カ月分を支給(初回は10・11月分)
振込通知		振込通知あり	振込通知なし(通帳などで確認してください)

※第3子の算定イメージ図



- 申請手続き ◎現在、市から児童手当などを受給中の方は、原則申請不要です。
◎次に該当する方は申請が必要です。
- ①高校生年代までの児童と大学生年代(22歳年度末まで)の子を合わせて3人以上養育している方
 - ②支給対象となる高校生年代の児童について、過去に湯沢市で児童手当などを受給したことがないなど、湯沢市で養育状況を把握していない場合(湯沢市からの通知に記載のない児童を養育している場合)
 - ③所得上限限度額超過により、現在児童手当などが支給されていない方
 - ④高校生年代の児童のみを養育している方
- ※申請者は、児童と生計を同じくする父母のうち、生計を維持する程度が高い方(所得が高い方)です。
※公務員の方は勤務先で申請してください。
※申請者が湯沢市以外に居住している場合はお住まいの市区町村へ問い合わせください。

■申請期間 9月30日(月)まで

申請書類に不備などがない場合は、10月分の手当(12月支払い)から受給開始となります。
10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで申請した方は、令和6年10月分の手当から受給開始となりますが、支給は令和7年1月以降になります。



市ホームページ

※詳細は、市のホームページをご覧ください。下記へ問い合わせください。

問 子ども未来課児童福祉班 (☎78-0166)